

新型コロナウイルス感染症等に係る対応状況（国民健康保険関係）

1. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給

（1）概要

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、被用者（給与所得者）が休みやすい環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症に感染（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）したことにより勤務することができなくなった場合に、傷病手当金を支給する。（令和2年1月から令和5年5月7日までの間に感染し、3日を超えて勤務できない日数分について、給与日額の3分の2を限度として支給。）

（2）これまでの対応状況等

- ・令和2年5月8日から各区、総合支所の国民健康保険担当課において申請受付を開始
- ・本市のホームページ及び市政だよりにおいて制度を周知
- ・納付相談等の機会を捉えて適切に制度を案内
- ・感染症法における取扱いが、令和5年5月8日に「5類」へ移行されたため、令和5年5月7日までに感染した方が療養のため仕事を休んだ期間を傷病手当金の支給対象期間とし、本市のホームページにおいて終期を周知

（3）支給実績（令和5年6月末現在）

- ・令和2年度分 24件 983,662円
- ・令和3年度分 118件 5,985,759円
- ・令和4年度分 355件 9,976,660円
- ・令和5年度分 10件 222,697円
- （合計） 507件 17,168,778円

※全額、国費による財政支援あり。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免

（1）概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った場合、または収入が3割以上減少する見込みである等、一定の要件に該当する場合に保険料を減免する。

(2) これまでの対応状況等

- ・令和2年5月20日から各区、総合支所の国民健康保険担当課において申請受付を開始
- ・本市のホームページ、市政だより及びポスター掲示により制度を周知
- ・令和2年度以降の保険料決定通知書に制度のお知らせと申請書を同封
- ・納付相談等の機会を捉えて適切に制度を案内するほか、催告文書にリーフレット、申請書及び返信用封筒を同封

※令和5年度分保険料の減免措置は行わないが、令和5年11月30日までに納期限が到来する令和4年度分保険料については、減免措置を継続する

(3) 減免実績（令和5年5月末現在）

- ・令和2年度分 7,758件 1,250,539,915円
- ・令和3年度分 5,483件 746,330,480円
- ・令和4年度分 3,395件 516,313,400円
- （合計） 16,636件 2,513,183,795円

※全額、国費による財政支援あり。

3. ウクライナから避難した外国人の国民健康保険料の減免

(1) 概要

ウクライナから避難を目的として入国した外国人については、仙台市独自の支援拡充策として、医療機関を受診する際の健康保険適用の診療による自己負担分の費用を助成することとした（令和4年5月25日記者発表）ことから、保険料を減免（全額減免）するもの。減免対象期間は当初令和5年3月末としていたが、本市の他支援事業の実施状況等を踏まえ、令和6年3月末まで延長している。

(2) 減免実績（令和5年6月末現在）

- ・令和4年度分 21件 174,200円
- ・令和5年度分 12件 593,450円
- （合計） 33件 767,650円

※減免に要する額の全額について、国費による財政支援あり。

※対象者は、ウクライナ避難民であることの証明書や査証により確認する。